



The Netherlands: Japan Desk Updates

December 2010

Japan Desk Updates

プライスウォーターハウスクーパースアムステルダム事務所は、プライスウォーターハウスクーパース (PwC) グローバルネットワークのオランダにおけるメンバー ファームです。会計監査、記帳代行、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、金融、不動産関連など幅広い分野においてサービスを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザリーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どものジャパンデスクを皆様のおきパートナーとしてご利用ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム事務所 ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

(ジャパンデスク窓口)
会計 監査 マネージャー 公認会計士
八木正憲
+31 (0)88 792 56 68

税務 マネージャー 公認会計士 税理士
白土晴久
+31 (0)88 792 73 13

新日蘭租税条約の導入と オランダ持株会社の会社実体について

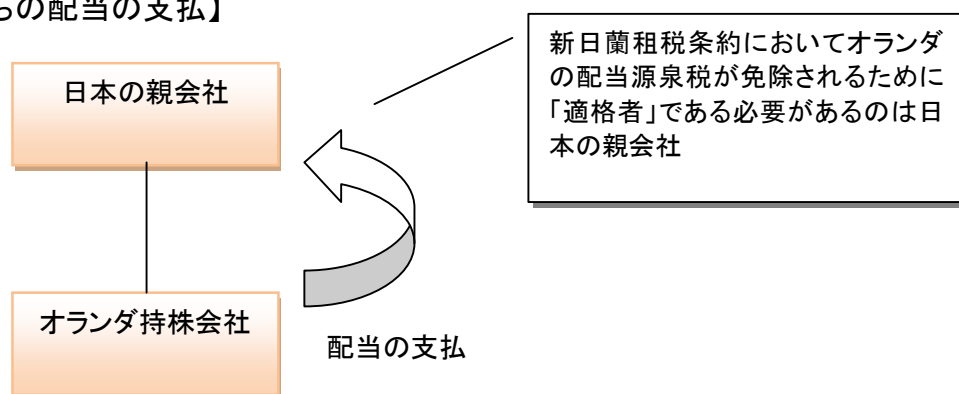
現在、オランダは活発化している日本企業の海外投資において持株会社の設置国として頻りに利用されております。オランダが持株会社を設置する理由としては、会社法制度、税制、海外からの投資を支援する様々な社会インフラ(多数の法律事務所、会計事務所が進出)が整備されていることなど様々な点が理由として考えられます。税制においては、資本参加免税及び多数の国との間で締結された租税条約やEU指令に基づく源泉税の軽減、オランダ税法においてタックスヘイブンを対策税制が存在しない、などの制度面の他、緊密な税務当局との関係に基づく課税関係の事前確認(ルーリングの取得)の容易さなど、その運用面においてもオランダへ進出する企業を支援する環境が整っております。

しかしながら、一方で単なるペーパーカンパニーとしてのオランダ持株会社の利用に関し、より多くの国が租税条約の適用においてオランダ持株会社により多くの実体の整備をその適用条件として求める方向にあり、実際に多くの日本企業のお客様からオランダ持株会社の実体に関するご質問が寄せられています。以下では、オランダ持株会社の実体に関するポイントと実体を備えていない場合、具体的に何が問題となるかを、新日蘭租税条約の導入も加味して簡単にご説明しております。

新日蘭租税条約の導入によりオランダ持株会社の実体に関する要求は高まる？

2010年8月25日新日蘭租税条約が両国政府により署名されております。現在、2012年1月からの適用の可能性が高いといわれておりますが、この新日蘭租税条約では、日米租税条約や日英租税条約と同様、条約の特典を制限するための規定(以下、LOB)が導入されております。こうしたLOBの導入によりオランダ持株会社に対する実体の要求が高まるのか、という点必ずしもそうではありません。例えば、日本の親会社が100%子会社であるオランダの持株会社から配当を受領する場合、オランダにおける源泉税は新日蘭租税条約でその受益者(日本の親会社)が特典に関する制限における「適格者」に該当する場合、通常、源泉税は全額免除されます。ここで、「適格者」に該当するかは、新日蘭租税条約第21条に照らして判断されますが、日本の親会社が東京証券取引所などで上場している場合、通常「適格者」に該当し租税条約の恩典を受けることができます。すなわち、この例においてオランダ持株会社の実体は租税条約の適用において問題となりません。

【オランダ持株会社からの配当の支払】



具体的にオランダ持株会社の実体が問題となるケースとその具体的なリスクとは？

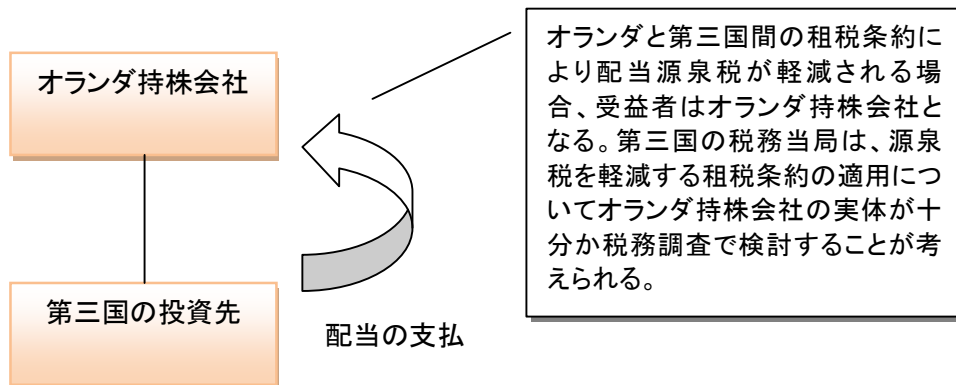
① APA 及び ATR の取得の前提条件として実体要件

オランダにおける居住者に該当するかどうかは、その事実関係に基づき判定されますが、こうした居住者の判定において、会社実体に関するガイドラインが the Dutch State Secretary of Finance から公表されています。当該ガイドラインはオランダの課税関係につき移転価格に関する事前確認 (APA) 及びその他の課税関係に関する事前確認 (ATR) を取得するための前提条件とされております。当該ガイドラインでは、例えば、少なくとも半数以上の取締役がオランダに居住していること(注: オランダ会社法では、法人が取締役となるのが可能ですが、オランダに所在するトラスト会社はオランダ居住の取締役にカウントされます)、主要な取締役会がオランダで決議されていることなど多数の項目が掲げられております。従って、仮にこうした条件を全く充足しない場合、税法の解釈が不明確な取引に関する事前確認をとることなどができなくなり、オランダにおける税金のコンプライアンス(法令順守)リスクが増すこととなります。なお、APA や ATR の取得が必要ない場合でも、依然として以下の租税条約の適用に関しオランダ持株会社の実体について問題となる可能性があります。

② 租税条約の適用における実体の要求

次に、オランダ持株会社がオランダと第三国との間の租税条約の恩典を受ける受益者の場合、オランダの持株会社の会社実体が十分でないことを理由に租税条約の適用が否認される可能性があります。配当の例の場合、オランダ持株会社が配当を受領し、投資先の第三国において租税条約により配当源泉税が軽減されている場合、オランダの持株会社の会社実体が十分でないことを理由にこうした配当源泉税の軽減税率の適用が否認される可能性があります。なお、オランダ税務当局は一般的にオランダ法人(B.V.又は N.V.)であれば、原則としてオランダ居住者と判定し、租税条約の適用の際に必要なことがある居住証明を発行しますが、居住者証明の発行の事実がある場合においても第三国の税務当局が租税条約の適用に関して疑義を抱く場合がありますので注意が必要です。

【第三国からオランダ持株会社への配当の支払】



どのような対応が考えられるか？

上記における二つの問題点、①APA や ATR を取得できないリスク、②租税条約の適用が否認されるリスクを前提として考えますと、大きく分けて以下の 2 点をまず検討する必要があると考えられます。

- 現在、オランダ持株会社は APA 又は ATR を取得しているか、今後取得の必要がある取引を予定しているか？
- オランダ持株会社が租税条約上の受益者となる取引を行っているか？仮に租税条約の適用が否認された場合、具体的にどの程度の追加の税コストが生じる可能性があるのか？租税条約を締結している第三国の税務当局が、オランダ持株会社の実体をどの程度厳しくみてくるか？

上記については、各オランダ持株会社によりその状況は異なることになると思いますので、各社の状況、今後の取引予定、関連する租税条約の締結国の税務行政の執行状況を含め個別に検討判断していく必要があり、一律にリスクが高い/低いというわけではない点、留意する必要があります。

以上

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

プライスウォーターハウスクーパース
アムステルダム事務所 ジャパンデスク
Thomas R. Malthusstraat 5
P.O. Box 90358
1006 BJ Amsterdam
The Netherlands
<http://www.pwc.com/jp/ja/japan-desk/netherlands/index.jhtml>

【会計・監査】

パートナー	バート ケールストラ	+31-(0)88 792 5311	bart.koolstra@nl.pwc.com
マネージャー	八木正憲	+31-(0)88 792 5668	masanori.yagi@nl.pwc.com

【税務】

パートナー	ポールファンオーウエンロブ	+31-(0)88 792 6357	paul.van.overloop@nl.pwc.com
シニア・マネージャー	アルノ グルーネウット	+81-(0)3 5251 2933	arno.a.groenewoud@jp.pwc.com
マネージャー	ピーター ヤンソン	+31-(0)88 792 6642	pieter.janson@nl.pwc.com
マネージャー	マールテン シュロイダー	+31-(0)88 792 5151	maarten.schreuder@nl.pwc.com
マネージャー	白土晴久	+31-(0)88 792 7313	h.shirato@nl.pwc.com